

預金等の不正な払戻し被害への対応について

当組合では、平成20年5月23日に全国信用組合中央協会より公表された申し合わせ（「預金等の不正な払戻しへの対応について」）を踏まえ、安心してご利用いただくための取り組みを一層強化すべく、個人のお客さまを対象に、以下のとおり補償を行うことといたしました。

また、お客さまの大切な預金等が不正に払い戻されることを防止するために、預金等の払戻しの際に、ご本人さまの確認をお願いする場合がございますのでご承知ください。

盗難通帳・証書による不正な払戻しへの対応

- (1) お客さまが、盗難通帳・証書により預金等を不正に払い戻される被害に遭われた場合には、「預金者保護法」(注)における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて、補償をいたします。
- (注) 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」
- (2) 被害についての補償は、お客さまに「重大な過失」がある場合は、被害補償の対象外となり、お客さまに「過失」がある場合は、一部減額となります。

盗難通帳・証書被害においてお客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合

1. お客さまの「重大な過失」となりうる場合 補償されません

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) お客さまが他人に通帳等を渡した場合
 (2) お客さまが他人に記入・押印済の払戻請求書、諸届を渡した場合
 (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. お客さまの「過失」となりうる場合 補填対象額の75%を補償

お客さまの過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
 (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
 (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

被害に遭われた場合の連絡先

万一、被害に遭われた場合は、すみやかに下記までご連絡ください。

	受付時間	連絡先
平日	8:30～16:30	お取引店またはお近くの営業店
	上記以外の時間帯	
土曜日、日曜日、 祝日、休業日	終日	076-261-7111

以上